

議案第70号

多可町職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和4年12月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する
条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例（平成17年多可町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額 $\frac{1}{10}$ に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

多可町職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(減給の効果) 第7条 減給は、6か月以下の期間、給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については報酬の額）の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果) 第7条 減給は、6か月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料の月額</u>（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については報酬の額）の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>